動物は命あるもの…マナーを守って、大切にしてね

「動物の愛護および管理に関する法律」が改正され、昨年十二月一日に施行されました。この改正により、動物の愛護とともに、飼い主の責任についても強化されました。

大切なペットが地域でも好かれるよう、ペットを飼うときのマナーはきちんと守りましょう。

〈法改正の要点〉

●飼い主にはいろいろな義務があります

―動物の飼い主等の責務の強化

動物の飼い主は、命ある動物の所有者としての責任を十分に自覚し、正しい飼い方をすることで、動物の健康を守り、また人に危害を加えたり、迷惑をかけたりしないように努めなければなりません。

さらに、動物による感染症について正しい知識を持ち、鑑札や名札などをつけることにより、動物の所有者を明らかにするよう努めなければなりません。

●周囲に迷惑をかけてはいけません

―周辺の生活環境の保全にかかわる措置

都道府県知事等は、多くの動物を飼うことにより、周囲の生活環境が損なわれる場合には、その飼い主に対して必要な措置をとるよう勧告・命令ができるようになりました。

●爬虫類(はちゅうるい)も罰則の対象です

―罰則規定の改正

虐待や遺棄に対する罰則の適用の対象（愛護動物※）として、飼育されている爬虫類が新たに加えられました。また、愛護動物への虐待などに対する罰則が強化されました。

◎みだりに愛護動物を殺傷した者には一年以下の懲役または百万円以下の罰金

◎みだりに愛護動物を虐待し、または遺棄した者は、三十万円以下の罰金

※愛護動物…牛、馬、めん羊、ヤギ、犬、猫、イエウサギ、鶏、イエバト、アヒル、そのほか人が飼っているほ乳類、鳥類または爬虫類

静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（簡略）

4月1日施行

飼い主の責務

一．動物の習性を理解するとともに、飼い主の責任を十分に自覚して、適正な管理に努める。

二．動物がみだりに繁殖して適正な飼育ができない場合は、避妊手術など適正な処置をとらなければならない。

三．動物を終生飼育するように努め、やむを得ず飼育することができない場合には、新たな飼い主を見つけなければならない。

飼い主の遵守事項

一．適正な施設及び餌を与えて飼育する。

二．ふんや尿を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておく。

三．道路や公園など、公共の施設及び他人の土地や建物などを不潔にし、または破損しない。

四．異常な鳴き声、体臭、羽毛などにより人に迷惑をかけない。

五．病気の予防など、健康管理を行う。

六．逃走した場合は捜索し、収容に努める。

猫の飼育等

猫の飼い主は、右記の事項を守るとともに、他人に迷惑をかけることのないように努めなければならない。

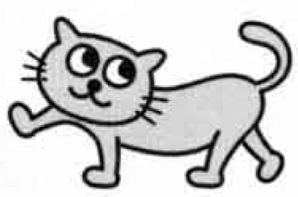

危険な動物の飼い主の遵守事項

前記の「飼い主の遵守事項」のほか、次の事項を遵守しなければならない。

一．逃走しないように監視するとともに、施設及び施錠の点検・整備をしなければならない。

二．逃走したときなどの場合は、必要な資材機器を備え、整備しておく。

三．このほか、人の生命、身体または財産に危害を加えないように飼育しなければならない。

飼い犬の狂犬病予防注射と登録は飼い主の義務です

＜予防注射は毎年受けてください＞

飼い犬に毎年１回、狂犬病予防注射を受けさせることは「狂犬病予防法」によって定められている飼い主の義務です。狂犬病は、犬から人間に感染し命取りにもなる恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている人は平成13年度の予防注射日程を確かめて、忘れずに予防注射を受けさせましょう。

＜市内の動物病院でも同じ金額で予防注射ができます＞

市内の動物病院で、狂犬病予防注射が同じ金額でできます。狂犬病予防注射会場か最寄りの動物病院へどうぞ。

＜飼い犬の登録制度＞

狂犬病注射会場で犬の登録も行います。平成７年４月１日以降に登録されている犬は、改めて登録をする必要はありません。子犬の場合は、生後90日を過ぎた日から30日以内に、狂犬病予防注射と登録を済ませてください。犬の登録を済ませると発行される鑑札は、狂犬病予防注射済票と一緒に犬の首輪につけてください。

＜登録内容が変わったら届け出を＞

飼っている犬が死亡したときや所有者がかわったときには、愛犬手帳を持参して、環境衛生課に届け出をしてください。死亡と登録抹消の届け出のときは、その犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票も必要となります。

また、市外に転居した場合は転居先の市町村で届け出をしてください。

＜狂犬病予防注射・犬の登録に必要なもの＞

- **愛犬手帳**
- **通知はがき（動物病院のときも持参してください）**
- **料　金**　注　射　料　3,320円
  　　新規登録料　3,000円

※料金は**おつりのないように**お願いします。
※**通知はがきは忘れないように**お願いします。
※新規登録や死亡届などは受付開始の30分以降に手続をお願いします。

問い合わせ

環境衛生課　☎ 55-2768
富士保健所衛生課　☎ 65-2154

平成13年度
狂犬病予防注射と畜犬登録の日程

月　日	会　場	時　間
5月24日（木）	吉原公園東広場	9：30～15：00
〃 25日（金）	大淵公民館	9：30～15：00
〃 28日（月）	元吉原公民館	9：30～12：00
	東公民館	13：30～15：00
〃 29日（火）	丘公民館	9：30～12：00
	一色公会堂	13：30～15：00
〃 30日（水）	田子浦公民館	9：30～15：00
〃 31日（木）	富士南公民館	9：30～12：00
	前田公会堂	13：30～15：00
6月1日（金）	吉永北公民館	9：30～12：00
	城山町公会堂	13：30～15：00
〃 4日（月）	富士中島公園	9：30～12：00
	市立富士体育館	13：30～15：00
〃 5日（火）	富士見台公民館	9：30～15：00
〃 6日（水）	天間公民館	9：30～12：00
	岩松北公民館	13：30～15：00
〃 7日（木）	伝法公民館	9：30～15：00
〃 8日（金）	吉永公民館	9：30～12：00
	県富士総合庁舎	13：30～15：00
〃 11日（月）	森島公会堂	9：30～12：00
	富士公民館	13：30～15：00
〃 12日（火）	岩松公民館	9：30～15：00
〃 13日（水）	今泉公民館	9：30～12：00
	三ッ倉法蔵寺	13：30～15：00
〃 14日（木）	須津公民館	9：30～15：00
〃 15日（金）	原田公民館	9：30～12：00
	四丁河原下公会堂	13：30～15：00
〃 18日（月）	鷹岡公民館	9：30～15：00
〃 19日（火）	富士駅南公民館	9：30～12：00
	柏原六王子神社	13：30～15：00
〃 20日（水）	広見公民館	9：30～15：00

◆各会場とも、12:00～13:30は受付を休みます。
◆雨天でも行います。
◆犬にフィラリアの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して、狂犬病予防注射を受けてください。